

大麻取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第十三号

大麻取締法施行細則の一部を改正する規則

大麻取締法施行細則（昭和二十八年広島県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

別記様式第1号（第2条関係）

（表面）

大麻取扱者免許申請書

（略）

（略）

申請者（法人にあつては、その業務を行う役員）の欠格条項	<u>精神の機能の障害により大麻取扱者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状況の有無</u>	（略）
	<u>禁錮以上の刑に処せられたことの有無</u>	（略）

（略）

（略）

改正前

別記様式第1号（第2条関係）

（表面）

大麻取扱者免許申請書

（略）

（略）

申請者（法人にあつては、その業務を行う役員）の欠格条項	<u>後見開始又は保佐開始の審判を受けていることの有無</u>	（略）
	<u>禁錮以上の刑に処せられたことの有無</u>	（略）

（略）

（略）

(裏面)

診 断 書
(略)

上記の者について、次のとおり診断します。

- 1 精神機能
精神機能の障害
 該当なし
 専門家による判断が必要

診断名	
現に受けている治療の内容	
現在の状況	

- 2 麻薬、大麻又はあへんの中毒
 なし
 あり

年 月 日

医療機関の名称
所在地

医師氏名 ㊦
電話番号

(略)

- 注 1・2 (略)
3 法人にあつては、定款の写し又は登記簿謄本を添付すること。
4 (略)

(裏面)

診 断 書
(略)

上記の者は麻薬、大麻又はあへんの中毒者でないことを診断する。

年 月 日

所在地
名 称
医師氏名

㊦

(略)

- 注 1・2 (略)
3 法人にあつては、定款若しくは寄付行為の写し又は登記簿謄本を添付すること。
4 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。